

# 北海道厚生局の定める院内掲示

下記の診療料・加算を算定しています

- 機能強化加算
- 外来感染症向上加算・発熱患者等対応加算
- 時間外対応加算 3
- 小児科外来診療料
- 在宅療養支援診療所（従来型）
- 在宅時医学総合管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 明細書発行体制加算
- 一般名処方加算

## 1) 初診時の機能強化加算について

かかりつけ医として、今見ている病気だけでなく、全体の健康状態も把握するようにします

健康診断の結果、健康管理、予防接種などの相談に応じます

主治医意見書の作成、介護・福祉サービスの相談に応じます

ケアマネージャー・包括支援センターとも連携しています

時間外・休日でも体調不良時の電話などによる問い合わせに対応します

## 2) 外来感染症向上加算・発熱患者等対応加算について

院内感染対策として、院長を中心に、院内点検、カンファレンス、定期研修をおこなっています

感染防止マニュアルに基づき、必要な個人防具の使用、定期的換気をおこなっています

感染症疑いの患者様には別室や時間指定での診察をさせていただいております

感染防止対策加算Ⅰをとっている滝川市立病院と定期カンファレンスを含めて連携しています

抗菌剤の使用は必要最小限にとどめ、地域の流行状況も把握して適正使用に努めます

かかりつけの方に限らず、発熱・感染症に関してのご相談をお受けします（受診前に必ずお電話をお願いします）

### 3) 在宅支援診療所など在宅医療関連について

訪問診療・往診をおこなっています。可能なら在宅看取りにも対応します

### 4) がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の患者様に麻薬製剤を含めた処方、神経ブロック治療などに対応します

### 5) 一般名処方加算など

処方せんに医薬品の銘柄名（商品名）でなく一般名（成分名）を記載する場合があります

（医薬品の供給不足が生じても、保険薬局で銘柄によらず調剤が可能になります）

患者様の状況に応じて、28日以上の長期処方を行うこと・リフィル処方せんの発行のいずれも

可能です（どちらも対応可能かは病状に応じて、医師が判断いたします）